

建設工事等における積算内容確認の実施要領について（お知らせ）

令和 6 年 12 月

長門市企画総務部監理管財課

積算疑義申立ての対象に測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務を追加します。

1 積算疑義申立ての対象

対象工事等	設計金額が 130 万円以上の工事又は 50 万円以上の業務 を対象とします。 ただし、入札が不調又は中止となった場合は、対象外とします。
申立てを行うことができる者	当該工事等の入札参加者を対象とします。 ただし、次のいずれかに該当する者は、積算疑義の申立てを行うことはできません。 ①入札を辞退した者 ②無効な入札をした者 ③失格となった者

無効な入札をした者、失格となった者とは、「入札の心得」第 14 条及び第 15 条に記載された入札を行った者となります。

2 積算疑義申立期間

期 間	入札日(開札日)を起算日として 3 日目(閉庁日を除く。)の午前 12 時(正午)まで
時 間	1 日目及び 2 日目は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 3 日目は、午前 8 時 30 分から午前 12 時(正午)まで

3 落札決定の保留と積算内容の公表

落札決定の保留	積算疑義申立てにより入札が中止となる場合があるため、開札後、直ちに落札者の決定は行わずに、回答手続きが完了するまでの間、落札保留とします。
積算内訳書の公表	落札決定の保留宣言後速やかに入札結果(別記様式第 1 号)及び金額が記載された積算内訳書を長門市入札情報公開システムに公表します。 ①土木系工事等は、積算体系上の「種別(レベル 3)」までを公表 ②営繕系工事は、「科目及び中科目」までを公表 ③営繕系業務は、「直接人件費及び諸経費等」までを公表

4 積算疑義申立ての取り扱い

取扱う	金額及び数量が記載された積算内訳書を確認しなければ判明しないもの
取扱わない	次のいずれかに該当するときは、積算疑義の申立てとして取り扱わないものとし ます。 ①入札参加者以外の者から提出されたもの ②積算疑義の申立ての対象となる工事等が特定できないもの ③積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの ④入札前に公表された設計図書等により確認できるもの ⑤積算疑義申立期間終了後に提出されたもの ⑥入札前に質問を行うことにより確認できるもの ⑦単価設定条件書に記載されている単価の積算根拠に関するもの ⑧積算内訳書に記載されている数量の積算根拠に関するもの ⑨その他当該入札に関係のないもの

※「既に設計書に明示されているもの」、「入札前に行った質問及びその回答に関するもの」、「入札前に質問することができるもの(例:設計書等と図面の数量の差異)」、「自分が想定した価格と合わない」等の意見は疑義の対象とはしません。

5 提出先及び提出書類

提出先	長門市企画総務部監理管財課
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・積算疑義申立て書（別記様式第2号）【様式は、長門市ホームページよりダウンロードしてください。】を持参して提出することにより、申立てることができます。 ・積算疑義に関する具体的な資料等（任意様式で作成願います。）

6 積算疑義がなかった場合

積算疑義の申立てがなかった場合は、積算疑義申立ての期間後速やかに、長門市入札情報公開システムに入札経緯・入札結果表を公表します。

予定価格が 3,000 万円以上の工事において、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を開始します。

7 積算疑義があった場合

積算疑義申立書の提出があった場合は、速やかに工事等担当課において設計書等の内容を確認します。

積算疑義申立て者に対し、積算疑義申立期間の末日から起算して4日以内（閉庁日を除く。）に積算疑義申立回答書（別記様式第3号）により、回答します。

(1) 設計書に誤りがなかった場合	積算疑義申立て者に回答した後、長門市入札情報公開システムに入札経緯・入札結果表を公表します。
(2) 設計書に誤りがあった場合	<p>① 下記のいずれかの場合</p> <p>(ア) 落札候補者に変更が生じる場合</p> <p>(イ) 落札候補者に変更が生じない場合において、落札候補者が契約の締結を希望しないとき</p> <p style="text-align: center;">入札を中止します。</p> <p>② 落札候補者に変更が生じない場合において、落札候補者が契約の締結を希望するとき</p> <p style="text-align: center;">この場合においては、当初は落札金額により契約を締結し、その後、落札者と工事等担当課において変更契約の締結に係る協議を行います。</p>

8 入札を中止した場合の取扱い

入札中止の通知	全ての入札参加者に対し、積算疑義申立期間の末日から起算して4日以内（閉庁日を除く。）に入札の中止（別記様式第4号）を通知します。
公開	確認結果を市入札情報公開システムに掲載します。
設計書の見直し	積算疑義申立てにより入札を中止した場合は、設計書等を修正し改めて入札を執行します。
業者の選定	再度入札する場合は、長門市建設工事等指名審査会に諮り、業者を選定します。

9 その他

積算疑義申立ての内容及び調査の結果、入札を中止しなければ適切な契約と認められない場合は、発注者において適正に対処します。

10 落札候補者の辞退

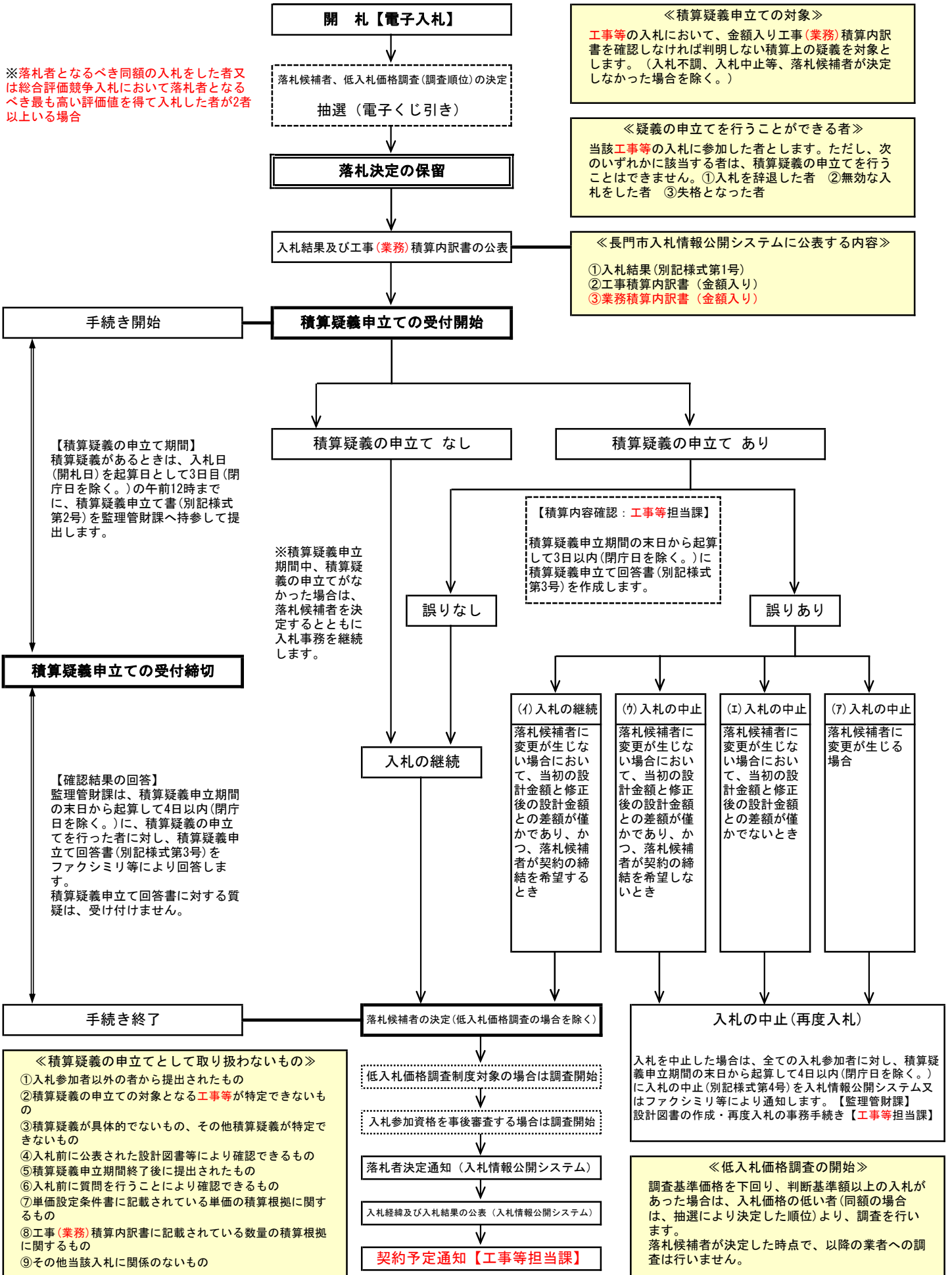
電子入札における入札辞退の取扱いについて（お知らせ）に記載します。

11 令和7年1月1日以降に入札公告及び指名通知する工事等より適用します。

建設工事等における積算内容の確認手続きの流れ

【対象工事等：設計金額が130万円以上の工事又は設計金額が50万円以上の業務】

※落札者となるべき同額の入札をした者又は総合評価競争入札において落札者となるべき最も高い評価値を得て入札した者が2者以上いる場合



《積算疑義申立ての対象》
工事等の入札において、金額入り工事（業務）積算内訳書を確認しなければ判明しない積算上の疑義を対象とします。（入札不調、入札中止等、落札候補者が決定しなかった場合を除く。）

《疑義の申立てを行うことができる者》
当該工事等の入札に参加した者として。ただし、次のいずれかに該当する者は、積算疑義の申立てを行うことはできません。①入札を辞退した者 ②無効な入札をした者 ③失格となった者

《長門市入札情報公開システムに公表する内容》
①入札結果（別記様式第1号）
②工事積算内訳書（金額入り）
③業務積算内訳書（金額入り）

手続き開始

積算疑義申立ての受付開始

積算疑義の申立てなし

積算疑義の申立てあり

【積算疑義の申立て期間】
積算疑義があるときは、入札日（開札日）を起算日として3日目（閉庁日を除く。）の午前12時まで、積算疑義申立て書（別記様式第2号）を監理管財課へ持参して提出します。

【積算内容確認：工事等担当課】
積算疑義申立期間の末日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に積算疑義申立て回答書（別記様式第3号）を作成します。

※積算疑義申立期間中、積算疑義の申立てがなかった場合は、落札候補者を決定するとともに入札事務を継続します。

積算疑義申立ての受付締切

【確認結果の回答】
監理管財課は、積算疑義申立期間の末日から起算して4日以内（閉庁日を除く。）に、積算疑義の申立てを行った者に対し、積算疑義申立て回答書（別記様式第3号）をファクシミリ等により回答します。積算疑義申立て回答書に対する質疑は、受け付けません。

手続き終了

《積算疑義の申立てとして取り扱わないもの》
①入札参加者以外の者から提出されたもの
②積算疑義の申立ての対象となる工事等が特定できないもの
③積算疑義が具体的にないもの、その他積算疑義が特定できないもの
④入札前に公表された設計図書等により確認できるもの
⑤積算疑義申立期間終了後に提出されたもの
⑥入札前に質問を行うことにより確認できるもの
⑦単価設定条件書に記載されている単価の積算根拠に関するもの
⑧工事（業務）積算内訳書に記載されている数量の積算根拠に関するもの
⑨その他当該入札に関係のないもの

入札の中止（再度入札）
入札を中止した場合は、全ての入札参加者に対し、積算疑義申立期間の末日から起算して4日以内（閉庁日を除く。）に入札の中止（別記様式第4号）を入札情報公開システム又はファクシミリ等により通知します。【監理管財課】設計図書の作成・再度入札の事務手続き【工事等担当課】

《低入札価格調査の開始》
調査基準価格を下回り、判断基準額以上の入札があった場合は、入札価格の低い者（同額の場合は、抽選により決定した順位）より、調査を行います。落札候補者が決定した時点で、以降の業者への調査は行いません。